

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 15 日

各都道府県市民活動担当課長 殿

内閣府大臣官房市民活動促進課長

東日本大震災に係る特定非営利活動法人制度の運用について

特定非営利活動法人（以下、「法人」という。）制度の運用については、平素から特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今回の東日本大震災の発生を受け、法人や法人関係者の方々が被災されその運営等について見直しを検討されている法人や、今後新たに復興支援活動を展開することを検討している法人も多くあることと思われま

す。これらの状況を踏まえ、今回の東日本大震災の発生に関連した特定非営利活動法人制度の運用について別添のとおりまとめましたので、情報提供いたします。

各都道府県におかれましても、本件についての特段の御配慮お願いいたします。

本件連絡先

内閣府大臣官房市民活動促進課 池田

電話：(代) 03-5253-2111

## 東日本大震災に係る特定非営利活動法人制度の運用について（Q&A）

内閣府大臣官房市民活動促進課

Q 1 東日本大震災の影響で、特定非営利活動促進法に提出が義務付けられている事業報告書について、期限までに提出できない場合は特定非営利活動促進法違反になるのでしょうか？

A 1 政府としては、平成 23 年 3 月 13 日に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を公布・施行し、「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」や「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」等を講じています。

特定非営利活動促進法上の事業報告書の提出については、この「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されるため、提出期限が平成 23 年 6 月末まで延長されます。

Q 2 事業報告書の提出以外にどのようなものについて、期限が延長されるのでしょうか？

A 2 事業報告書の提出以外に以下のものについて、6 月末まで期限が延長されます。

- ・ 特定非営利活動促進法第 7 条第 1 項に係る法人設立の登記
- ・ 同法第 23 条第 1 項に係る役員変更届の提出
- ・ 同法第 25 条第 6 項に係る定款変更届の提出
- ・ 同法第 28 条第 1 項に係る事業報告書等の備置き
- ・ 同法第 31 条の 3 第 2 項に係る破産手続き開始の申立て
- ・ 同法第 31 条の 10 第 1 項に係る解散時における債権の催告
- ・ 同法第 31 条の 12 第 1 項に係る清算中の破産手続き開始の申立て
- ・ 同法第 35 条第 1 項及び第 2 項に係る合併関連の書類の備置き等

Q 3 定款に「災害救援活動」と明記していない特定非営利活動法人が、今回の震災において復興支援活動を実施する場合は、特定非営利活動促進法違反になるのでしょうか？

A 3 特定非営利活動促進法上では、特定非営利活動法人の定款上の範囲であれば「災害救援活動」「NPO支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動やNPO支援を行うことは妨げられてはおりません。

具体的には個々の事例で判断することとなりますが、例えば以下のような場合には問題がないものと考えています。

例① 法別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に掲げる法人が、被災地において老人の健康の保持に関する活動を行う場合。

例② 法別表の「まちづくりの推進を図る活動」を定款に掲げる法人が、被災地において生活環境の整備を実施する団体の支援活動を行う場合。

Q 4 今回の震災により、合併・解散に係る認証申請や被災による事務所移転に係る定款変更認証申請を考えていますが、迅速な対応をお願いできないでしょうか？

A 4 内閣府としては、震災に関連した事務手続きについては、円滑かつ迅速に実施していきたいと考えております。

そのため、法人に対して必要な情報の提供に努めるとともに、震災に関連する認証申請については優先的に審査し、可能な限り速やかな決定を行えるように努めていきます。

各種手続きや様式の詳細については、ホームページに掲載されている「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」を御覧ください。

【内閣府NPOホームページ（特定非営利活動法人編）】

<https://www.npo-homepage.go.jp/>